

第2次富岡市行政改革大綱

～質の高い新たな行政経営を目指して～

平成22年度～平成27年度



平成22年3月

富岡市

目 次

第1章 行政改革の必要性	1
1 これまでの取組み	
2 行政を取り巻く環境の変化	
3 新たな改革の必要性	
第2章 行政改革大綱の体系及び計画期間	4
1 行政改革大綱の体系	
2 行政改革大綱の計画期間	
第3章 第2次行政改革大綱の基本理念	5
質の高い新たな行政経営を目指して	
第4章 改革に取り組む3つの基本指針	5
1 満足度の高い市民サービスの提供	
2 持続可能な行政運営	
3 職員定数の管理と組織再編	
第5章 改革を進める7つの重点項目	6
1 市民の視点に立った行政サービスの提供	
2 行政情報の提供と説明責任	
3 市民との協働の推進	
4 計画的な財政運営	
5 民間資源の活用	
6 事務事業の重点化と効率化	
7 行政経営システムの整備	
第6章 改革推進のために	10
1 行政改革大綱の公表と周知	
2 行政改革大綱実施計画の策定	
3 行政改革大綱実施計画の取組み状況の公表	
4 行政改革の推進体制	
5 職員の意識改革と行政改革大綱実施計画の実践	
資 料	12

第1章 行政改革の必要性

1 これまでの取組み

行政改革の推進については、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が総務省から示され、旧富岡市及び旧妙義町においても行政改革に取り組んできました。また、合併後の平成18年6月には、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」、同年7月には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行になり、行政改革推進のための新たな手法が制度化されました。

これらの法律の施行を踏まえて、平成18年8月には、総務省から「行政改革の更なる推進のための指針」が示され、一層の行政改革の推進が求められることになりました。

このため、合併後の新富岡市においても、引き続き行政改革に取り組むことを確認し、富岡市行政改革本部を設置して、市民を交えた富岡市行政改革検討委員会及び市議会行政改革推進特別委員会との協議を行いながら、平成19年3月に「富岡市行政改革大綱」を策定しました。大綱では、「豊かで元気な富岡市をめざして！」を目標に掲げており、平成19年度から平成21年度までの期間において、「市民との協働¹」「行政経営」の2つの視点と「市民の力を活かした行政経営」「質の高い市民サービスの提供」「持続可能な行政経営」「定員管理の適正化と組織再編」の4つの柱から行政改革に取り組んできています。

2 行政を取り巻く環境の変化

(1) 地方分権改革²等の進展

地方行政改革の推進については、平成19年4月に「地方分権改革推進法」が施行され、第2期地方分権改革が進められています。

国においては、地方分権推進委員会により、平成20年5月に第1次勧告が行われ、同年12月には第2次勧告、平成21年10月に第3次勧告、続いて11月には、最終勧告となる第4次勧告が行われています。

1 協働

市民、議会、行政などが富岡市の構成員として、それぞれが自ら果たすべき役割や責任を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合うことをいいます。

2 地方分権改革

地方公共団体が、独自の判断で行政を推進することができるように、国から地方に行政権限や事務権限、財源を移すことをいいます。

また、第29次地方制度調査会においては、基礎自治体の組織・機構のあり方、住民自治の充実、監査機能の独立性の強化、議会制度のあり方等を盛り込んだ国に対する答申を平成21年6月16日に行っています。

このような中、国と県・市町村との間においても、地方自治に関する道州制¹の導入など、広域的行政の取組みとしての改革検討及び議論が進展しようとしています。

このため、市町村においては、これまでも増して、基礎自治体としての体制強化を図り、自らの責任と判断（自己決定・自己責任）に基づく、自立した地方行財政経営が求められています。

(2) 市民ニーズの複雑化・多様化

近年、インターネットを初めとする通信技術の格段の進歩・普及や、財政・金融システムなど社会・経済に大きな影響を及ぼす仕組みが複雑化し、その変化は、国を超えて地球規模で急速に拡大化しています。

それに伴い、我が国においても、新たな課題への的確な対応が求められているとともに、市町村における市民ニーズの複雑化・多様化が進んでいます。

このため、富岡市においても、行財政システムの変更が急務となっており、行政組織の機能向上や見直し、職員の対応能力開発など、市民サービス向上のための絶え間ない改革と体制作りが求められています。

(3) 人口の減少及び高齢社会の到来

我が国においては、戦後64年が経過し、平成生まれの成人が誕生する中で、団塊の世代の定年を契機に少子高齢化が進行し、経済成長を支える生産年齢人口の減少に歯止めが掛けられない状況にあり、今後このことによる経済成長へのマイナス影響などが避けられないことが危惧されています。

高齢者人口の急激な増加は、市民生活においても、社会や経済の仕組みに急激な変化を及ぼしています。介護や福祉の分野では、若年労働力の不足が懸念され、子育て支援や年金、市民の健康を維持する医療・健康保険などに必要な費用が急激に増加することにより、地方公共団体の財政に重大な影響が及んできています。

このような状況において、少子化の進行を踏まえ、限られた財源の中での保育・教育現場における対応や市民のための行政運営はどうあるべきか、行政のサービス範囲はどこまでかなど、市民を交えて議論する必要性が生じています。

(4) 厳しい市の財政状況

平成20年には、アメリカ発の地球的規模の財政・金融不安による世界同時不況が起こり、我が国も輸出産業をはじめとする経済への重大な影響が出ています。

1 道州制

北海道以外の地域に数個の州を設置し、道及びそれらの州に現在の都道府県より高い地方自治権を与える将来構想上の制度をいいます。

このため、地方公共団体においても、深刻な不況の波を受け、地場産業をはじめとして生産や販売において、未だに同時不況前の状況に回復していません。

これに伴い、地方交付税交付金の確保、地方税負担のあり方、中小企業の経営に対する金融不安、若年労働者の雇用問題など、将来が不透明な要素が取り巻く中で、地方公共団体は、市民サービスの原資となる税収の確保のために市民所得の向上、産業の振興など、深刻な財政状況という大問題を抱えています。

このように、先行きの不安を抱えている財政状況の下で、富岡市においても、限られた税財源の中で市民福祉、市民サービスの確保・向上について検討することが、喫緊の重要課題となっています。

3 新たな改革の必要性

(1) 地方行政を取り巻く環境の変化

地方公共団体においては、行政を取り巻く社会及び経済の環境変化と、厳しさを増す財政状況等に適切に対応していくために、行財政課題を正しく認識し、克服に向け、果敢に取り組まなければなりません。また、現在、地球環境に影響を及ぼす温暖化防止対策と、その元凶である二酸化炭素排出の抑制対策など、世界各国での環境への取組みが急務となっています。

このため、地方公共団体である富岡市においても、低炭素社会の構築、将来にわたっての生活環境保護のために、行政と市民とが真剣に環境問題に対する取組みを進めるなどの、新たな対応が求められてきています。

そのためには、更なる行政改革を進め、事務事業の見直しや無駄を省いて捻出した予算をもとに、時代の要請に応える新しい政策と、重点的に取り組むべき行政課題を定めます。

(2) 市民と行政との役割分担の適正化

地方分権の進展により、地方自身がこれからの自治について自ら考えて行動することが求められています。

このための手段として、「補完性の原理¹」に基づく自治制度のあり方を検討します。合理性、効率性にに基づき、市民と行政とにおいて役割分担の見直しと対策を協議し、市民との協働、パートナーシップ²に基づく連携と協力の下での、行政課題の克服と行政運営の継続性を確保します。

1 補完性の原理

個人の尊厳と自律を基本とし、自ら解決できる問題は、自らが解決(自助)、それが困難な場合には、地域・市民団体などのコミュニティで解決し(互助)、その解決に限界がある場合には、行政が補完・支援を行う(公助)という考え方です。

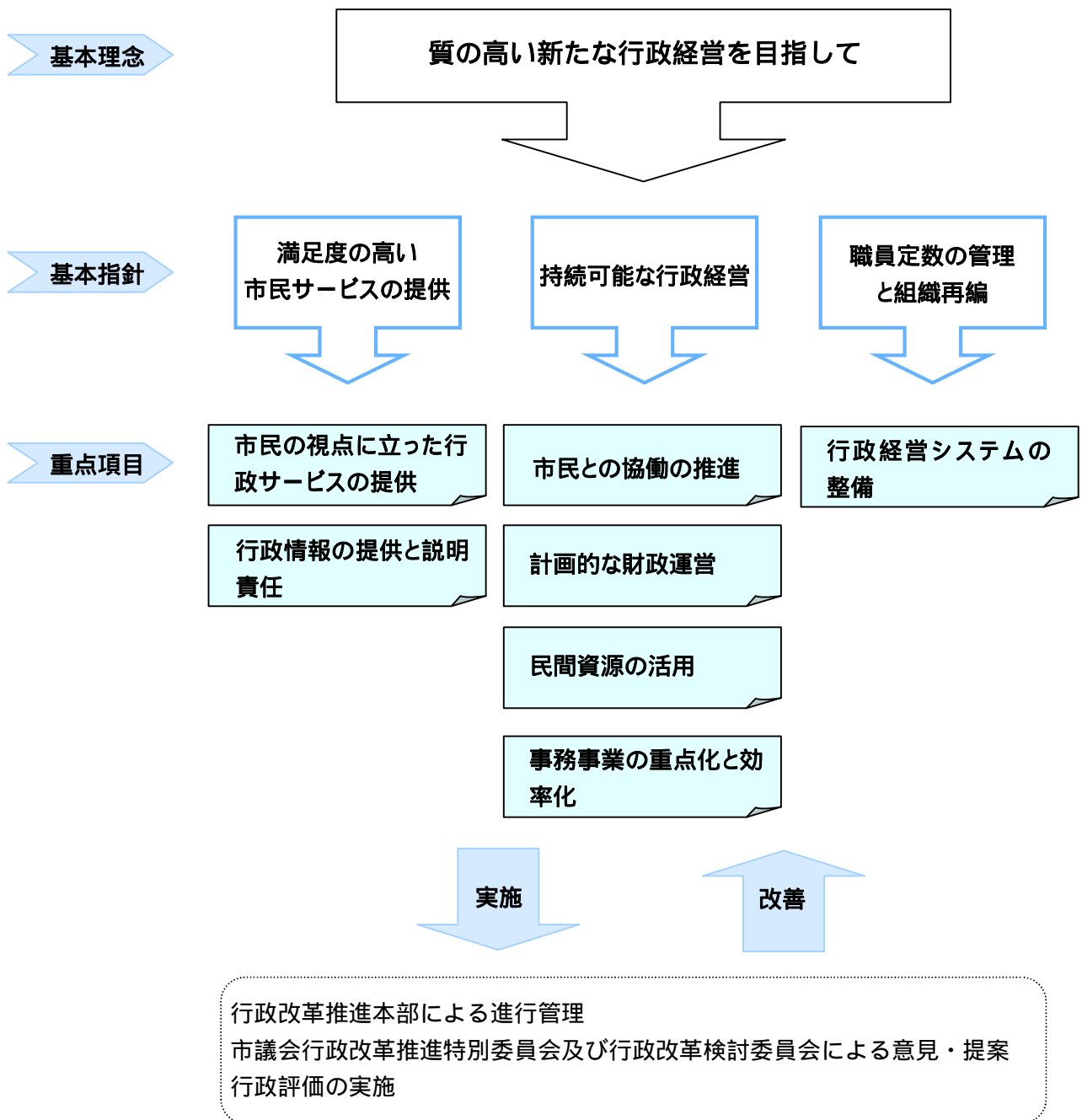
2 パートナーシップ

行政・NPO・企業など、立場の異なる組織等が、明確な目的の下に対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、協力し合うことをいいます。

第2章 行政改革大綱の体系及び計画期間

1 行政改革大綱の体系

行政改革大綱における「基本理念」、基本理念に基づく「3つの基本指針」及び基本指針に基づく「7つの重点項目」を定め、行政改革を推進します。また、重点項目を明確にするため、分かりやすく体系化します。



2 行政改革大綱の計画期間

本行政改革大綱の計画期間は、平成22年度から平成27年度までの6年間とします。

この期間の設定は、富岡市総合計画で定めた計画期間と調整し、実施計画との整合性を図ります。また、3か年が経過する中で、必要により行政改革実施に対する修正、社会情勢の変化に対応した見直しを行います。

第3章 第2次行政改革大綱の基本理念

第2次富岡市行政改革大綱における「基本理念」は、第1次富岡市行政改革の目標である「豊かで元気な富岡市をめざして！」及び富岡市総合計画の将来像である「人と自然と歴史が織りなす豊かなまち とみおか」を踏まえて、「質の高い新たな行政経営を目指して」と定めます。

第4章 改革に取り組む3つの基本指針

第3章で定めた第2次富岡市行政改革大綱の基本理念「質の高い新たな行政経営を目指して」に基づき行政改革を進めていくため、財政の健全化を図り、市民に身近なサービス提供主体としての自立性を確かなものとする取組みとして、「満足度の高い市民サービスの提供」「持続可能な行政経営」「職員定数の管理と組織再編」を基本指針に、市民との協働による新たな行政経営を目指します。

1 満足度の高い市民サービスの提供

市民が、安全で安心な生活を送れるよう、行政サービスの効率化と質の向上を図り、市民の利便性や満足度を高めて、市民に信頼される市役所づくりを目指します。

2 持続可能な行政経営

行政の担うべき役割と責務を認識するとともに、既成概念にとらわれず、職員の意識改革を進めて、市役所の体質改善を実践することにより、市民ニーズに応えられる持続可能な行政経営を進めます。

3 職員定数の管理と組織再編

簡素で効率的な組織機構と職員の適正配置に努めるとともに、社会情勢の変化による新たな行政課題に即応できる、市民に分かりやすい組織機構となるよう部課の再編をはじめ、職員定数についても削減を行います。

第5章 改革を進める7つの重点項目

第4章で定めた「改革に取り組む3つの基本指針」に基づき、行政改革を推進する「7つの重点項目」を次のとおり定めます。

基本指針1 満足度の高い市民サービスの提供

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供

ア 市民ニーズの把握

行政サービスの向上を目指し、常に市民サービスのあり方を考え、市民サービスのニーズをとらえるよう日々取組みます。

イ ITの活用

各種申請、届出等の手続きや申請書のダウンロードサービスなどについて、ITシステムの研究を行い、インターネットなどのITを活用した市民サービスの構築を検討します。

ウ 窓口サービスの向上

市役所及び出先機関等の窓口における市民サービス、利便性の向上のため、常に窓口業務における取組みを検討します。また、庁舎建設計画に合わせて、ワンストップサービス¹の構築に向け、総合窓口の設置を検討します。

(2) 行政情報の提供と説明責任

ア 行政情報の提供

市民が市政についての情報を容易に収集できるよう、行政の側から積極的に情報提供を進めます。提供に当たり、インターネット等を活用し、迅速で分かりやすい行政情報を発信します。また、情報公開についても制度に基づき推進します。

イ 積極的な説明責任

政策決定や市民に影響を及ぼす重要な計画の策定、政策決定などについて、策定過程における情報を公開し、合わせて市民の意見を公募(パブリック・コメント²)します。また、市民に対する市の各種計画等の情報提供に努め、行政の説明責任を果たします。

1 ワンストップサービス

必要とする関連手続きが、一度に完了できるように設計した行政サービスをいいます。例えば、住民票の異動に際して、転出の届出と転入の届出とを同時に行えるようにするなどです。

2 パブリック・コメント

行政機関が政策立案過程で、あらかじめ住民から意見を聞き、それを意思決定に反映させる制度をいいます。

(1) 市民との協働の推進

- ア 協働推進事業（市民提案型）の推進
市民ニーズに合った行政サービスを行うため、市民の視点に立った市民提案型協働事業の推進について、検討します。
- イ 地域コミュニティとの協働
防災対策や防犯活動のほか、地域の特性や課題に合致した地域づくりについて、行政と地域コミュニティとの間で協働して進めるための環境をつくります。
- ウ 新たな行政需要の発掘
住みやすい地域づくりのため、地域が考える、地域の事情に即した、新たな行政需要について発掘します。

(2) 計画的な財政運営

- ア 中長期財政計画の策定
計画的な財政運営を維持するため、市税収入をはじめとする歳入の予測並びに市総合計画に掲げた事務事業及び各種計画と連携した歳入・歳出を中長期的な視点から示した、中長期財政計画を策定します。
- イ 歳入の確保と歳出の削減
市税等の徴収率の向上を目指すとともに、多様な収入の確保を図ります。また、国・県等の補助事業、支援事業を活用し、限られた自主財源の有効活用を図ります。
歳出については、事務事業の執行に当たり効率的、効果的な視点で取組み、併せて補助金等についても再点検を行います。
- ウ 受益者負担の検討
使用料等については、受益者が応分の負担をするという原則に基づき、人件費・物件費等の間接的な経費を含めたコストを考慮し、受益と負担の適正化を図るための検討を行います。
- エ 公会計改革¹の整備
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、市の関係する特別会計等を合算した連結バランスシート²の作成及び指標の公表を行い、引き続き公会計の整備を行います。

1 公会計改革

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取組みをいいます。

2 連結バランスシート

自治体等が財政状況の全体像をまとめた貸借対照表のことをいいます。一般会計のほか、公営企業会計などの決算を連結して、地方公共団体の財政状況を複式簿記の考え方で、総合的に判断するものです。

オ 公共財産の有効利用

市町村合併により重複した事務の統合が進み、使用しなくなった公共施設が存在します。このため、公共施設の計画的な整理を進め、利用の低い施設及び土地などの財産を有効活用し、併せて売却等の処分について取組みます。

(3) 民間資源の活用

ア 民間資源の活用と委託の推進

民間が効率的、効果的に実施できる事業及びサービスは、民間に委ねることが望ましいことから、民間委託についての基本方針を策定し、民間の能力・技術力を積極的に活用します。

イ 指定管理者制度¹の活用

公共施設の管理・運営については、施設の設置目的などを考慮しながら、市民サービスの向上、効率的な管理運営、経費削減を進めることを目標に、指定管理者制度の導入を更に進めます。

ウ 公共サービス改革法の検討

公共サービス改革法（市場化テスト法²）に基づく競争入札について研究し、市の実情を踏まえた導入について検討します。

(4) 事務事業の重点化と効率化

ア 事務事業の効率化

事務事業の効率化、見直しのため、計画決定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）の「PDCA サイクル」に基づき、統一的な基準で取組みます。

イ 行政評価³の推進

事務事業の効果、重複などの見直しを行うため、基準となる指標を定めて行政評価を行います。また、評価・検証に基づいた結果を、継続する事業に反映させます。

ウ 優先順位の明確化

厳しい財政状況にある中、限りある行政資源を活用するため、部局内において業務の優先順位を定め、効率的・効果的な行政運営を行います。

1 指定管理者制度

市の出資法人や公共性のある団体等に限定されていた公の施設の管理・運営を、民間事業者やNPO法人などにも包括的に委任させることができる制度をいいます。

2 市場化テスト法

国や地方公共団体が提供してきた公共サービスについて、行政機関と民間事業者が対等な立場で競争入札を行い、サービスの実施者を決め、より良いサービスの実現や、無駄なコストの削減を図るためのしくみについて、その基本理念や改革の基本方針、入札の手続きなどを定めた法律をいいます。

3 行政評価

効果的・効率的で、市民にわかりやすい市政の経営を目指すために、実施した事業や施策が市民にとって有益となっているか、効果があがっているか等を客観的に評価・検証を行うことをいいます。

エ 経費の削減

市の財政は、将来的にも大変な厳しさが予想されます。このため、歳出の削減、事務事業の効果・効率等を図る中で、全職員がコスト意識を持ち、あらゆる経費の削減に努めます。

基本指針 3 職員定数の管理と組織再編

(1) 行政経営システムの整備

ア 組織機構の見直し

多様化する市民ニーズに対応するため、富岡市総合計画をはじめとした各種計画、施策に対応した業務を実施するために、施策に対応した行政組織のあり方を検証し、効率的な行政組織の見直しを行います。

イ 職員定数の管理

効果的、効率的な行政運営を行うため、行政の役割や市民サービスの水準を常に考えながら、職員定数の削減を検証する必要があります。このため、定数管理計画を策定し、毎年度の退職者・新規採用者を考慮しつつ、職員定数の管理を行います。また、併せて嘱託・臨時職員についても見直しを行います。

ウ 職員研修、能力開発

市役所職員としての自覚を持ち、市民に信頼される職員を目指して、職員研修の充実と職員一人ひとりの能力開発を行います。また、人事評価制度¹を活用し、能力・実績に応じて人事評価に反映させます。

エ 人材の確保

地方分権の推進及び自治体間競争に伴い、質の高い行政運営と効果的な市民サービスが求められています。このためにも、優秀な人材の確保に向けた取組みを行います。

1 人事評価制度

一定のルールや基準により、職員の仕事上の行動や結果を評価する仕組みをいいます。

第6章 改革推進のために

1 行政改革大綱の公表と周知

たゆまない行政改革を推進するためには、市民・地域・NPO等と行政とが相互に理解し、協力していくことが欠かせません。

本第2次富岡市行政改革大綱の基本理念である「質の高い新たな行政経営を目指して」を実現するために、行政改革大綱の公表と周知、進行状況の説明に努めます。

2 行政改革大綱実施計画の策定

本行政改革大綱に定めた基本理念を実現するために、「改革を進める7つの重点項目」に沿った実施計画である「第2次富岡市行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)」を策定します。

3 行政改革大綱実施計画の取組み状況の公表

第2次富岡市行政改革大綱実施計画の取組み状況については、公募の市民及び学識経験者・各種団体の委員で構成する「富岡市行政改革検討委員会」に報告するとともに、市議会及び市民に積極的に報告・公表します。公表に当たっては、市ホームページ・広報紙等を活用します。また、富岡市行政改革検討委員会、市議会、市民から、取組み状況についての意見・提言を受け、行政改革大綱実施計画の目標・進行に反映させます。

4 行政改革の推進体制

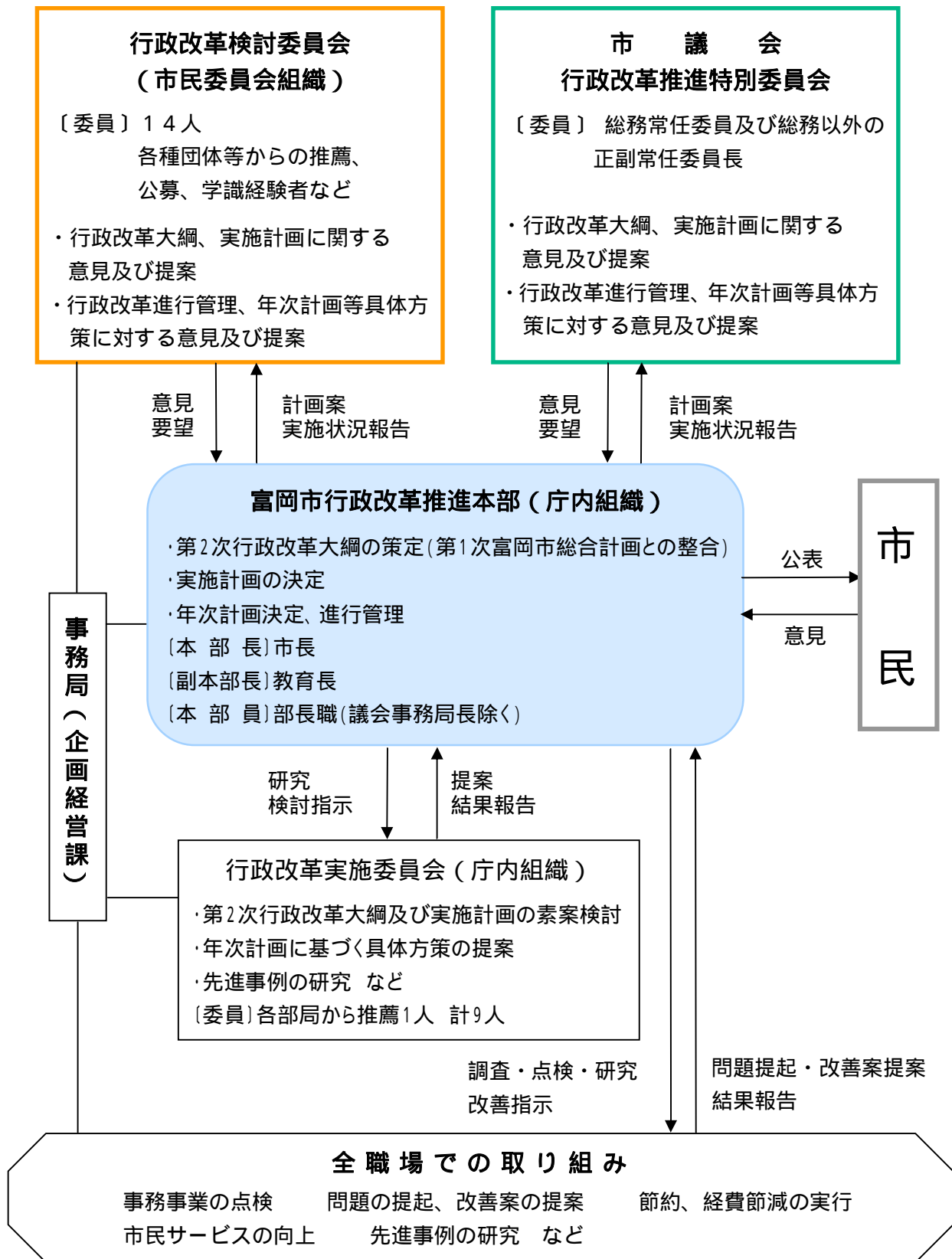
行政改革の推進は、市長を本部長とする「富岡市行政改革推進本部」、その下部組織の「行政改革実施委員会」、庁内各職場において取り組みます。

改革実現のためには、全庁的に取り組むことを基本とし、各職場において実行責任者を選任し、計画目標の達成に向けて積極的に行動します。

5 職員の意識改革と行政改革大綱実施計画の実践

行政改革の推進に当たっては、市職員一人ひとりの自覚と実践が重要となります。このため、行政運営に経営的感覚を取入れてコスト削減を念頭に業務に邁進し、市民負担を軽減する中で、効率的な行政・財政運営に取り組みます。また、職員は、市民に信頼され、信託された行政のプロであるという自覚を持って、時代に即応した市民サービスのあり方を常に考え、市民の期待に応えられるよう日々努力します。

* 推進体制のイメージ図



資 料

決算の状況(普通会計)

(単位：万円)

区 分	H18	H19	H20
歳入総額	1,785,923	1,791,441	1,888,020
うち市税	639,199	703,150	708,671
うち地方交付税	412,465	387,038	383,724
うち地方債	75,920	85,340	126,620
歳出総額	1,723,956	1,739,806	1,841,318
義務的経費	863,559	866,187	864,405
人件費	370,291	369,428	398,272
扶助費	239,632	250,658	249,697
公債費	253,636	246,101	216,436
投資的経費	143,514	147,444	243,857
その他の経費	716,883	726,175	733,056
地方債残高	1,681,422	1,553,835	1,492,218
基金残高	542,930	549,904	507,653
うち財政調整基金	162,193	191,425	181,332

義務的経費(人件費・扶助費・公債費)

支出が義務付けられている経費で、人件費(特別職や職員の給与、議員報酬など)、扶助費(法律や条例に基づき、児童や老人、障害者などを援助する経費)及び公債費(市の借金の元金や利息を支払うための経費)のこと

投資的経費

道路整備や施設建設など、将来にわたる資産の形成のための工事費や用地取得費など

地方債

地方公共団体が必要な財源を調達するために負う債務(借金)

財政調整基金

経済事情などにより財源が著しく不足する場合や、災害などによる予期しない支出に備え積み立てているもの(自治体の貯金)

財政状況

(単位：%)

区 分		H18	H19	H20
経常収支比率		99.2	95.3	92.6
財政力指数		0.63	0.66	0.69
公債費比率		17.7	15.9	12.0
公債費負担比率		17.6	18.0	15.7
健全化判断比率	実質赤字比率		-	-
	連結実質赤字比率		-	-
	実質公債費比率	18.6	16.0	14.7
	将来負担比率		90.2	83.7

健全化判断比率は、財政健全化法の施行により、平成19年度から公表しています。

経常収支比率

地方税や地方交付税などの経常的に確保できる収入に対して、人件費や公債費などの経常的な経費の割合を示す値(数値が小さいほど財政的に弾力性がある)

財政力指数

地方公共団体の財政力を示すもの(数字が大きいほど財政的に豊かであるといえる)

公債費比率

地方債の発行に伴う毎年度の公債費の一般財源に占める割合(比率が高いほど財政硬直化の要因となる)

公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合(比率が高いほど財政が硬直化しているといえる)

健全化判断比率

財政健全化法で新たに定められた、自治体財政の健全度を測る4つの財政指標の総称。

- ・実質赤字比率 ...一般会計等(普通会計に相当する会計)の赤字の程度を指標化したもの
- ・連結実質赤字比率...一般会計や特別会計、公営企業会計などの全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの
- ・実質公債費比率...一般会計等が負担する公債費(借入金の返済額)などの大きさを指標化したもので、標準的な状態で収入となる一般財源の規模に占める年間の公債費の割合を示したもの
- ・将来負担比率...一般会計等が将来負担すべき実質的な負債がどの程度あるのかを指標化したもの

市税の状況(決算)

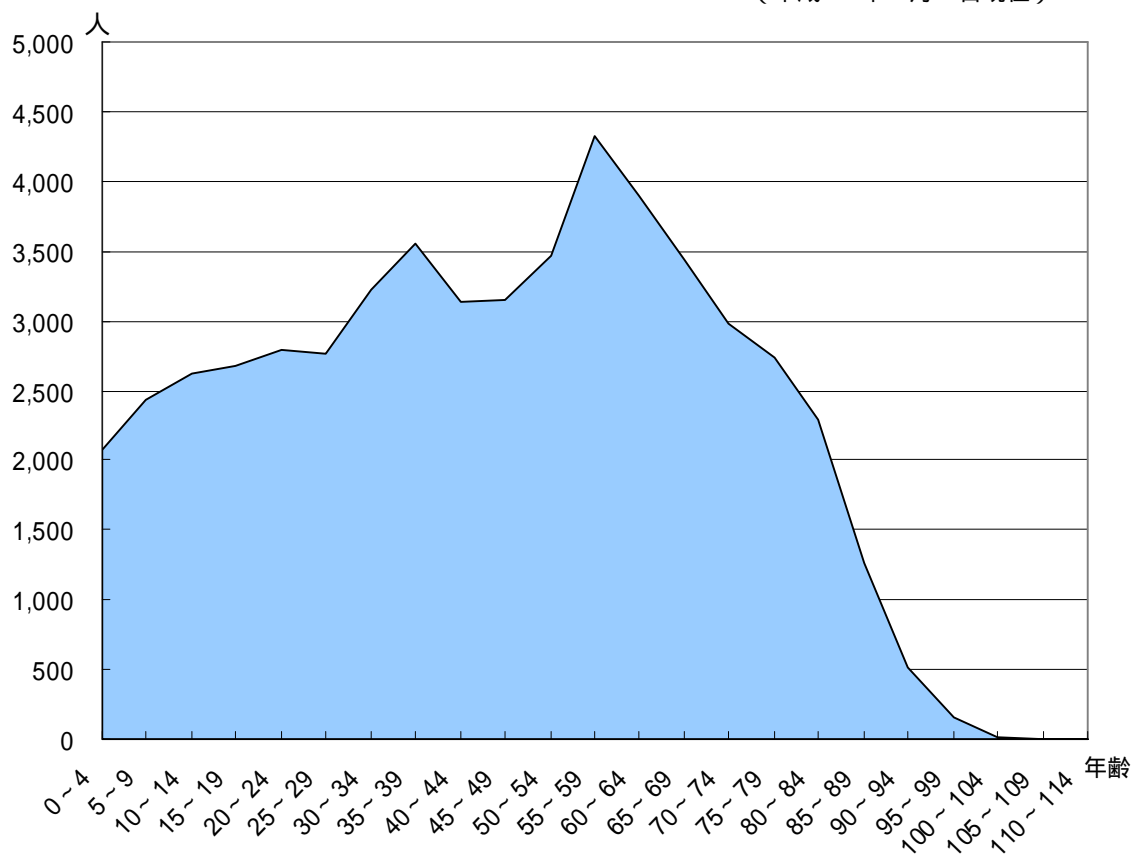
(単位：万円)

年 度	H18	H19	H20
市税総額	639,199	703,150	708,671
市民税	244,380	302,917	299,636
固定資産税	327,663	332,551	342,815
軽自動車税	10,525	11,048	11,237
市たばこ税	29,843	29,225	26,631
特別土地保有税	11	4	0
都市計画税	26,170	26,818	27,680
入湯税	606	588	673

各税の金額は、1万円未満を四捨五入しているため、総額と一致していません。

市民の年齢別人口

(平成 21 年 4 月 1 日現在)



定員管理上の職員数及び目標数

(単位：人)

年 度	H18	H19	H20	H21	H28 目標
職員総数	486	474	460	426	405
普通会計	417	404	391	360	
一般行政	322	310	297	270	
特別行政（教育部門）	95	94	94	90	
公営企業等会計	69	70	69	66	

総務省の定員管理調査に基づく数値であるため、教育部門と公営企業等会計の職員数は、下の「部局別職員数」と一致していません。

部局別職員数

(単位：人)

部 局 名	職員数
市長部局	254
市長公室	7
総務部	44
企画財務部	58
環境部	17
健康福祉部	55
経済産業部	34
都市建設部	35
会計課	4
議会事務局	4
農業委員会事務局	3
教育委員会	117
監査委員事務局	3
ガス水道局	42
派遣	
社会福祉協議会	2
鍋川東部森林組合	1
職員総数	426

年齢別職員数

(単位：人)

年齢	職員数	年齢	職員数
21 歳	1	42 歳	8
22 歳		43 歳	12
23 歳		44 歳	8
24 歳	1	45 歳	12
25 歳	2	46 歳	11
26 歳	6	47 歳	7
27 歳	5	48 歳	10
28 歳	4	49 歳	11
29 歳	7	50 歳	18
30 歳	10	51 歳	18
31 歳	7	52 歳	22
32 歳	7	53 歳	16
33 歳	12	54 歳	19
34 歳	20	55 歳	22
35 歳	17	56 歳	11
36 歳	10	57 歳	13
37 歳	6	58 歳	21
38 歳	13	59 歳	17
39 歳	18	60 歳	
40 歳	15	61 歳	1
41 歳	8	計	426

部局別及び年齢別職員数は、平成 21 年 4 月 1 日現在